



国土交通省

高田河川国道事務所

記者発表資料

令和 8 年 4 月 9 日

配布：上越記者クラブ

扱い：配布後解禁

クマによる住民被害を軽減するため

～河川管理上必要な維持管理において、クマ被害防止の観点も踏まえた工夫を行います～

昨年は、全国でクマによる死者数が過去最多を更新し、人身被害が増大・多様化・広域化しており、住民の安心・安全を脅かす深刻な事態となっております。

高田河川国道事務所では、河道の適正な管理のために実施する草刈り、樹木伐採、草木の踏み倒し等の維持管理にあたり、クマ被害防止の観点も踏まえ、関係自治体と連携しながら、施工順序や実施箇所などを工夫して進めます。

これにより、河川区域における見通しの確保によりクマの早期発見につなげ、地域住民の安全・安心の確保に寄与することを期待しています。

対策の実施に当たっては、関係自治体と連携し、進めていきます。

1. 樹木伐採等の開始時期

【関 川】 未定（関係機関と現地確認の上決定します）

【姫 川】 令和8年4月15日（水）～

2. クマ被害防止の観点を踏まえた対応のポイント

クマ被害防止の観点を踏まえた対応のポイントは、主に以下のとおりです。

○河川管理上必要な草刈り、樹木伐採、草木の踏み倒し等の維持管理において、クマ被害防止の観点も踏まえ、施工順序や実施箇所等を工夫して実施

○関係機関との情報共有体制の構築

○関係機関との公物管理などを通じた情報提供

○クマ対策等にかかる設置物の占用許可手続きの円滑な実施

3. 取材対応

取材は以下のお問い合わせ先にお申し込み下さい。

関川での対策に関すること 河川管理課長 丸山 誠

姫川での対策に関すること 糸魚川出張所長 渡邊 洋之

事務所の取組みに関すること 河川管理課長 丸山 誠、副所長（河川担当）小野 伊佐緒

お問い合わせ先

高田河川国道事務所

副所長（河川担当）小野 伊佐緒、河川管理課長 丸山 誠
TEL：025-523-3136（代表） FAX：025-526-0411

糸魚川出張所長 渡邊 洋之
TEL：025-552-1660 FAX：025-552-7249



国土交通省北陸地方整備局
高田河川国道事務所
〒943-0847 上越市南新町3番56号
<https://www.hrr.mlit.go.jp/takada/>



高田かわこく
ホームページ



高田かわこく
X

河川管理上必要な維持管理におけるクマ被害防止の観点を踏まえた対応

昨年は全国でクマによる死者数が過去最多を更新し、人身被害が増大・多様化・広域化しており、国民の安全 安心を脅かす深刻な事態となっています。こうした状況を踏まえ、令和7年11月14日「クマ被害対策パッケージ」が策定されています。

上越地域においても、令和7年度、上越市・妙高市・糸魚川市におけるクマによる人的被害は5件発生し、目撃情報は274件にのぼっています（令和7年度新潟県集計結果による）。

高田河川国道事務所では、クマの活動が始まる前に関川、姫川の国管理区間において、クマの侵入を抑制するための対策を実施するとともに、関係機関との情報共有体制を改めて確認し、クマ対策に係る許認可手続きを円滑に進めるなど、次のクマ被害対策を実施します。

○河川管理上必要な草刈り、樹木伐採、草木の踏み倒し等の維持管理における施工方法等の工夫

- ◆ 関川・姫川の国管理区間の河川敷などにおいて、河道の適正な管理とあわせ、クマの侵入を抑制するため、樹木伐採や草木の踏み倒し（以下、「侵入抑制対策」という。）を、姫川では4月15日より実施します（関川は未定）。
- ◆ 侵入抑制対策実施範囲は、降雪前に関係市と合同現地調査を行い、周辺目撃情報などをもとに選定しました。（実施箇所：別添図参照）
- ◆ 新たな目撃情報がありましたら、侵入抑制対策範囲を増やすなどの対応を行います。
- ◆ 作業にあたっては、注意喚起を兼ねた対策実施の周知看板を現地に設置します。



合同現地調査実施状況(上越市 R7年12月)



合同現地調査実施状況(糸魚川市 R7年12月)



クマ被害対策実施中

姫川でのクマ被害対策として、
樹木伐採、草木の踏み倒し作業を行っています。

河川はクマの移動ルートとなっており、可能性が
見逃され、侵入の恐れがあります。至近距離での突発的な
遭遇を減らすなどの効果があります。

国土交通省北陸地方整備局
高田河川国道事務所 糸魚川出張所
北陸パブリックメンテナンス株式会社
令和8年度 関川・姫川維持管理工事

○関係機関との情報共有体制の構築

- ◆ 昨年の関係市との合同現地調査に先立ち、クマ情報の共有体制を構築しました。
- ◆ 当方からのクマ発見情報の通知、市からのクマに関する情報や要望の共有を図ります。
- ◆ クマ目撃情報・被害発生などの状況に応じ、市と再度合同巡視を実施するなどし、更なる被害対策について連携します。

○関係機関との公物管理などを通じた情報提供

- ◆ 関川・姫川の国管理区間では、河川管理として日常的な巡視を行っています（隔日）。
- ◆ 更に、河川区域では広く堤防除草作業、河川維持作業の他、河川工事を行っています。
- ◆ これら巡視、作業などによる河川空間内でのクマ出没に関する情報収集を支援します。



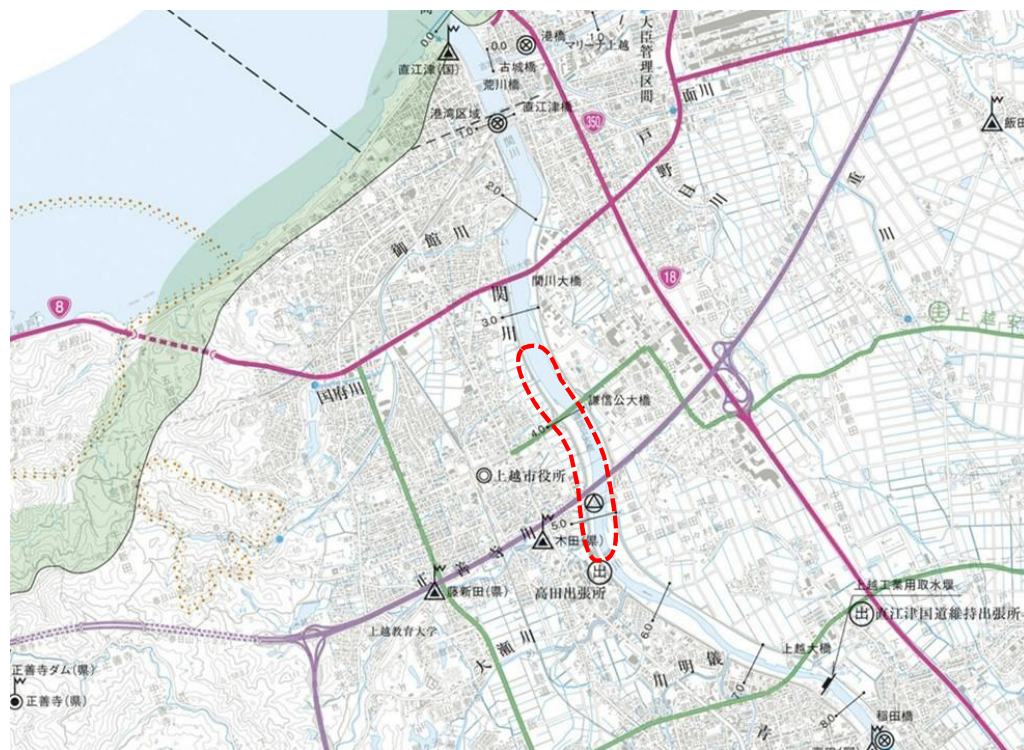
○クマ対策等にかかる設置物の占用許可手続の円滑な実施

- ◆ 河川敷にわな等を設置する際の占用許可手続きについて引き続き円滑に実施します。
- ◆ 一定のエリアで包括的に許可することにより、わな等の移動について柔軟な対応を可能とします。
- ◆ 市などが行う注意喚起看板の設置に際しての占用許可手続きについて引き続き円滑に実施します。



- ◆ 関川周辺では、関川西側で目撃情報が多く、支川を伝って関川まで移動することが考えられます。
- ◆ 姫川周辺では、姫川西側、東側とも目撃情報が多くよせられています。
- ◆ ついては、春先に再度、現地を確認の上、クマの侵入抑制対策を実施いたします。なお、対策方法は、場所に応じて、樹木伐採や草木の踏倒し等、適切な方法を選定します。

関川における侵入抑制対策の候補地



姫川における侵入抑制対策の候補地

